

新 旧 対 照 表

釧路町アイヌ施策推進地域計画（令和2年3月23日認定）

（下線部は変更部分）

変更後				変更前			
釧路町アイヌ施策推進地域計画				釧路町アイヌ施策指針地域計画			
1から3（2）まで 略 （3） 数値目標				1から3（2）まで 略 （3） 数値目標			
事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業
K P I	デジタル郷土読本WEB(SNS)閲覧数	アイヌ文化講座(ふるさと学習)参加者数	観光客入込数	K P I	デジタル郷土読本WEB(SNS)閲覧数	アイヌ文化講座(ふるさと学習)参加者数	観光客入込数
令和2年度 (基準年度)	—	—	<u>70,000人</u> /年間	令和2年度 (基準年度)	—	—	<u>100,000人</u> /年間
令和3年度	800アクセス/年間	—	<u>80,000人</u> /年間	令和3年度	800アクセス/年間	—	<u>105,000人</u> /年間
令和4年度 (中間目標)	1,000アクセス/年間	80人/年間	<u>100,000人</u> /年間	令和4年度 (中間目標)	1,000アクセス/年間	80人/年間	<u>108,000人</u> /年間

変更後				変更前			
令和5年度	1,000 アクセス／年間	80 人／年間	110,000 人／年間	令和5年度	1,000 アクセス／年間	80 人／年間	110,000 人／年間
令和6年度 (最終目標)	1,000 アクセス／年間	80 人／年間	<u>120,000 人</u> ／年間	令和6年度 (最終目標)	1,000 アクセス／年間	80 人／年間	<u>110,000 人</u> ／年間
事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業		事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	
K P I	吉良平治郎殉職 100 年記念事業参加人数	アイヌ文化財展示入場者数 (公民館来館者数)		K P I	吉良平治郎殉職 100 年記念事業参加人数	アイヌ文化財展示入場者数 (公民館来館者数)	
令和2年度 (基準年度)	—	—		令和2年度 (基準年度)	—	—	
令和3年度	—	—		令和3年度	—	—	
令和4年度 (中間目標)	100 人／年間	200 人／年間		令和4年度 (中間目標)	100 人／年間	200 人／年間	
令和5年度	—	500 人／年間		令和5年度	—	500 人／年間	
令和6年度 (最終目標)	—	500 人／年間		令和6年度 (最終目標)	—	500 人／年間	
4 から 5 まで 略				4 から 5 まで 略			
6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費 (1) 文化振興事業 事業内容：4－2 掲載事業と同じ				6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費 (1) 文化振興事業 事業内容：4－2 掲載事業と同じ			

変更後	変更前
<p>事業期間：令和2年度～令和3年度 事業費：<u>29,869</u>千円</p> <p>(2) 地域・産業振興事業 事業内容4-3と同じ 事業期間：令和2年度～令和6年度 事業費：<u>30,151</u>千円</p> <p>7から8まで 略</p>	<p>事業期間：令和2年度～令和3年度 事業費：<u>29,719</u>千円</p> <p>(2) 地域・産業振興事業 事業内容4-3と同じ 事業期間：令和2年度～令和6年度 事業費：<u>29,231</u>千円</p> <p>7から8まで 略</p>

アイヌ施策推進地域計画

- 1 アイヌ施策推進地域計画の名称
釧路町アイヌ施策推進地域計画
- 2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道釧路町

3 アイヌ施策推進地域計画の目標

(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

釧路湿原国立公園を流れる釧路川の東側丘陵部は、釧路川流域に沿ってチャシ跡も多く存在し、歴史的にアイヌ文化へつながっている。

釧路町遠矢（トオヤ）付近には、「遠矢のチャシとタンチョウヅル」というアイヌの物語が伝えられている。この物語からも、この地域が、昔からアイヌと関わりを持っていたことがうかがえる。

釧路町内の地名は、アイヌ語から由来する言葉に、漢字（和語）をあてはめたものとされており、「分遺瀬（ワカチャラセ＝水が滝となって落ちる所）」、「賤夫向（セキネップ＝樹木の少ない山で石落ちる所）」、「冬窓床（ブイマ＝海の中に立っている岩）」、「天寧（テンネル＝湿地の路）」、「雪裡太（セチリプト＝鳥の巣の多い川口）」、「宿徳内（シュクトクナイ＝エゾネギの群生している沢）」、「重蘭窮（チプランケウシ＝船を下ろす所）」などアイヌ語由来の地名が多く残されている。

昭和63年3月「郷土の地名生活文化を知る会」発行の「時空旅行」（郷土史研究家佐藤清八氏監修）では、昆布森海岸の「伏古（フシコ＝古い村）」には幕府の旅宿所があり、また「古番屋（フルバンヤ＝川下の陸岸が丘になっている所）」には釧路と厚岸の中継拠点である会所があつて、良質な昆布を求め多くの人が移動してきた土地であったことから、和人とアイヌの人々との深いつながりがある町であることがうかがえる。

また、釧路には、吉良平次郎というアイヌの人がいた。吉良平治郎は、明治19年2月3日に現在の釧路市桂恋で生まれ、大正11年1月、釧路郵便局の臨時遞送人として雇われた。職務は、釧路郵便局と昆布森郵便局間およそ16kmの道のりを郵便物を背負って運ぶことであるが、雇われてから3日後の1月19日、吹雪の中、郵便行のうを背負い、杖をついて釧路郵便局を出発、その途中で暴風雪になり、釧路から約12km進んだ宿徳内（シュクトクナイ＝エゾネギの群生している沢）の坂道にさしかかったところ暴風雪が激しくなり、着ていた外套を脱いで郵便物が濡れないように包み、竹の杖を目印に立て郵便物を守り殉職した。平治郎の殉職した場所の近くの小高い丘には釧路郵便局が大正11年に殉職記念碑を建立している。

このことは、昭和8年文部省発行の小学校修身書の第10課に「責任」という題で取り上げられ、昭和46年2月発行の小学校第4学年用道徳副読本「新しい生活（北海道版）」にも「吹雪について、吉良平治郎」という題で掲載されており、現在も釧路町教育委員会発行の郷土読本「くしろ」に掲載されている。

吉良平治郎は、現在も道東のアイヌ民族の誇りであり、アイヌ民族を中心とした呼びかけにより吉良平治郎の銅像建設の顕彰運動が昭和25年まで続けられるが実現はしていない。

なお、北海道白老町に本年4月オープンする「ウポポイ（民族共生象徴空間）」には釧路町教育委員会が所有する「アイヌ逡送人 吉良平治郎像」が展示される予定となっており、当時のアイヌの姿を表現した貴重な像である。

釧路町には昭和57年4月北海道ウタリ協会釧路町支部（現・釧路町アイヌ協会）が設立され、これまでアイヌ文化の復興や伝承を図るとともに、アイヌ文化等の発信を行ってきたが、当町におけるアイヌ文化は決して町民に普及しているとはいえない状況にあり、アイヌ文化を肌で感じることのできる機会を継続的に作っていくとともに、ここで暮らす住民が、日常的に、かつ、違和感なくアイヌ文化を受け入れることのできる環境を整備し、特に釧路町の子供たちに伝承していくことが急務と認識している。

※アイヌ関連団体

- ・釧路町アイヌ協会（設立：昭和57年4月）

※アイヌ文化等関連施設

- ・釧路町郷土資料館

所在：釧路町字達古武49番地

現況：昭和54年達古武小中学校廃校に伴い、郷土資料、アイヌ関連の資料・民具の収蔵・展示場所として開設。

- ・吉良平治郎殉職記念碑

所在：釧路町大字昆布森村宿徳内吉良ヶ丘

現況：吉良平治郎殉職後、大正11年10月建立。昭和47年に現在の場所に移設。その後、老朽化が進んだため昭和49年11月に修築された。

平成20年までは、北海道アイヌ協会釧路町支部により慰霊祭（イチャルパ）を実施していたが現在は行われていない。

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

アイヌ伝統文化を保存・継承・振興するとともに、アイヌ民族の歴史や伝統文化に対する町民の理解を深めることにより、アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現を目指す。

(3) 数値目標

事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業
K P I	デジタル郷土読本 WEB (SNS) 閲覧数	アイヌ文化講座(ふるさと学習)参加者数	観光客入込数
令和2年度 (基準年度)	—	—	<u>70,000人/年間</u>
令和3年度	800アクセス/年間	—	<u>80,000人/年間</u>
令和4年度 (中間目標)	1,000アクセス/年間	80人/年間	<u>100,000人/年間</u>
令和5年度	1,000アクセス/年間	80人/年間	110,000人/年間
令和6年度 (最終目標)	1,000アクセス/年間	80人/年間	<u>120,000人/年間</u>

事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業
K P I	吉良平治郎殉職100年記念事業参加人数	アイヌ文化財展示入場者数(公民館来館者数)
令和2年度 (基準年度)	—	—
令和3年度	—	—
令和4年度 (中間目標)	100人/年間	200人/年間
令和5年度	—	500人/年間
令和6年度 (最終目標)	—	500人/年間

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

■ アイヌ文化教材「郷土読本」デジタル化事業

当町におけるアイヌ文化ストーリーコンセプトの核となる「アイヌ逋送人吉良平治郎」に関する物語と当町に古くから伝わるアイヌ伝説や難解地名を映像化し、当町の子供たちの教育支援等に活用する。

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

■ アイヌ語（難読）地名周知拡大事業

当町の地名は、そのほとんどがアイヌ語由来であり、その意味は、その地形や特有の現象を表現したものであり、それに和語を当て現在の地名としているが、難解・難読では、全国でも類のない地名群と評価されている。

地名の由来を知るとはアイヌの人々の生活、風俗などを理解することに繋がるため、地名の呼び名と意味を知らしめる看板を設置し、アイヌ語地名の学習、アイヌ地名の周知拡大に向けたPRを行う。

■ アイヌ逋送人 吉良平治郎殉職記念碑周辺整備事業

吉良平治郎の殉職記念碑周辺は、現在特定の者による管理はされておらず老朽化が進んでおり、地元アイヌ協会から整備の要望が出されている。

吉良平治郎は、現在も道東のアイヌ民族の誇りであり、記念碑を整備することはアイヌ協会の悲願でもある。

令和4年1月に殉職から100年を迎えるにあたり、殉職の地としての認知や事跡を伝える説明板を設置するなど再整備し、アイヌ協会主導による記念事業を実施する。

■ アイヌ文化財展示スペース設置事業

現在、ウポポイ（民族共生象徴空間）の施設である国立アイヌ民族博物館に貸し出し中の「アイヌ逋送人 吉良平治郎像」（令和3年3月31日返却予定）をはじめとした、当町ゆかりのアイヌ文化財の保存活用を進めるため、釧路町公民館にアイヌ文化財展示スペースの設置に係る施設整備を行う。

5 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容：4-2掲載事業と同じ

事業期間：令和2年度～令和3年度

事業費：29,869千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容4-3と同じ

事業期間：令和2年度～令和6年度

事業費：30,151千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第2号基準）

■ 4-2に記載する事業は、児童生徒がアイヌ文化等に触れる機会を創出することで興味を喚起し、アイヌ文化に対する理解を促進することによって、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指すものである。

■ 4-3に記載する事業は、アイヌ文化特にアイヌ語の保存継承やブランド化、アイヌ文化関連の観光プロモーションの実施や吉良平治郎の事跡、アイヌに関する資料の展示・紹介によりアイヌ文化を伝えることによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

(2) 反社会的勢力やその関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第2号基準）

4の事業については、釧路町の事業として実施するものであり、反社会的勢力等の関与はない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

■ 事業の実施主体の特定

6で記載の事業については、各事業のそれぞれの所管部局において、确实かつ効率的に実施することのできる事業者を特定もしくは想定しており、その妥当性を検証している。

■ 事業実施スケジュールの明確性

6で添付の工程表は、各事業のそれぞれの所管部局において特定もしくは想定している事業者からの聞き取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。

■ 地域住民の意見聴取

計画策定に当たり、アイヌの人々をはじめ地域住民から意見を聞いているが、反対意見はなかった。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況に係る評価の手法

3に記載するKPIであるデジタル郷土読本WEB（SNS）閲覧数、アイヌ文化講座（ふるさと学習）参加人数、観光客入込数、吉良平治郎殉職100年記念事業の参加人数、アイヌ文化財展示入場者数（公民館来館者数（閲覧者））等について、実績値を公表する。また、庁内関係各部局にて目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 評価の時期及び内容

時期：計画期間における毎年度3月末時点

内容：内容：数値目標の達成状況について、毎年度3月に庁内関係各部局にて効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 評価結果の公表

目標の達成状況に係る評価結果については、毎年、町公式ホームページにて公表する。